

氏 名	キム ソン ミ 金 善 美
学位(専攻分野)	博士 (人間・環境学)
学位記番号	人 博 第 263 号
学位授与の日付	平成 16 年 11 月 24 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
研究科・専攻	人間・環境学研究科人間・環境学専攻
学位論文題目	韓国語と日本語の指示詞の直示用法と非直示用法

論文調査委員 (主査) 教授 東郷雄二 教授 内田賢徳 教授 大木 充

### 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、話し手と聞き手のいる談話資料の分析を通じて韓国語と日本語の指示詞の用法を比較対照するとともに、指示詞の選択原理を包括的に明らかにしようとしたものである。

第一章では本論文の目的と研究対象を述べ、第二章では指示詞に関する国語学・日本語学と韓国語学における主な先行研究を紹介検討し、その利点と不備な点とを分析している。本論文が対象とするのは話し手と聞き手のいる談話資料であるので、談話理論の中から吉本の階層的記憶モデル、田窪・金水の談話管理理論、坂原の談話処理モデル、東郷の談話モデル理論を主として取り上げ、その理論装置を比較検討し、東郷の談話モデル理論に立脚して指示詞を分析するという立場を表明している。指示詞の選択原理に関しては、従来は話し手からの近・中・遠の距離原理と、一人称領域・二人称領域・三人称領域という人称原理とが提案されており、あたかもそのどちらかの二者択一の立場が採られてきたが、本論文ではその両者を認め、用法によってどちらかが優位に働くとしている。

第三章では指示詞の現場指示の用法を分析している。指示詞の選択原理として人称原理が最も強く働くのは、「これこれ」や「あれっ」のように間投詞として用いられた場合である。「縄張り」とか「勢力範囲」などの概念で説明されることの多いこの用法は、韓国語・日本語に共通の用法であり、距離原理ではなく人称原理によって最もよく説明することができる。ただし、「この馬鹿」のように罵り言葉として使われるときには、日本語と異なり韓国語では中称の -ku を用いることができるという違いもある。佐久間鼎に始まる人称原理による説明で問題になるのは、タクシーに乗っていて「そこの角を右に曲がってください」のようなソ形の用法である。人称原理は三上章によって、コとソが出現する対立型と、コとアが出現する融合型にまとめられた。この考え方によればタクシーの場面は融合型であり、ソ形の出現は予測することができない。本論文では話し手と聞き手から等距離にある物をさすソの実例を多くあげて、これらの例を説明するには距離原理が有効であり、距離原理と人称原理は排他的なものではないことを主張している。

第四章では文脈指示の用法を扱っている。文脈指示にはコ形とソ形のみが現れ、ア形は後に観念指示と呼ぶ用法であるとの立場を採り、主としてコ形は話し手の勢力範囲にあるものや、話し手の占有する情報をさし、ソ形は聞き手の勢力範囲にあるものをさす。コ形はとりわけ後方照応において出現するが、今から述べることは話し手の占有する情報であると説明できる。また本論文では談話モデル理論を用いて、「大学の前に喫茶店があるから、その喫茶店で…」のように、話し手と聞き手から中立であるように見える用法についても、話し手の占有する情報のコピーを聞き手領域に作ることを考えることにより説明できることを示した。

第五章は観念指示に当てられている。観念指示について堀口和吉が話し手の専制支配を主張したのにたいして、本論文では話し手と聞き手が共有する知識という新たな定義を与えている。この用法では日本語は遠称のアを用いるが、韓国語は中称の -ku が用いられる。このため韓国語では文脈指示の -ku と観念指示の -ku が形態的に区別できず、従来はしばしば混同されてきた。本論文では豊富な談話用例をもとに、韓国語でも文脈指示の -ku と観念指示の -ku を区別すべきこと

を示している。また韓国語ではたった今立ち去った人をさす遠称の -ce の用例があるが、これは観念指示ではなく現場指示の延長と見なすべきであることを示した。

第六章は指示詞の象徴的用法を扱っている。この用法は堀口が絶対指示と呼んだものであるが、従来あまり話題になることはなく、特に韓国語でこの用法の研究がされたことはない。「この町」のような場所用法、「この程度」のような程度用法、「このごろ」のような時間用法を詳細に分析し、ややもすれば直示用法と混同されがちな象徴用法の独自性を描き出している。

第七章では「現場」「文脈」「観念」の三領域が競合する状況での優位性の序列を取り上げている。現場と文脈の競合では、日本語では現場が優先し、韓国語では現場に加えて文脈も使えるという違いがある。また現場と観念とは両言語において現場が優先する。ただし、観念と文脈では日本語は観念を優先させるが、韓国語では優位差がないと結論している。

このように本論文は、指示詞の直示用法と非直示用法を、現場指示・文脈指示・観念指示・象徴的用法に分類し、距離原理と人称原理のせめぎ合いとして顕現する談話内での指示詞の諸用法を詳細に観察・分析し、従来はややもすれば部分的な説明に終始していたものを、統一的に説明できることを示している。

### 論文審査の結果の要旨

日本語にはコ・ソ・アの語根を持つ指示詞の体系があり、韓国語にもこれに対応する三つの指示詞があるが、その用法は微妙に相違している。本論文は日本語と韓国語の指示詞を詳細に比較対照し、その用法の違いを体系的に明らかにしたものである。指示詞の用法は話し手からの距離の近・中・遠による距離原理が支配すると考えられていたが、佐久間鼎が話し手の一人称領域、聞き手の二人称領域、いずれにも属さない三人称領域という人称原理を提唱して以来、距離原理と人称原理のどちらが用法を支配するかというように、二者択一的に問題が捉えられてきた。申請者は本論文において、距離原理と人称原理は両立しない排他的な原理ではなく、指示詞の用法全体を包括的に説明しようとするならば、どちらの原理も有効であるとして、両者の融合を図っている点が特色である。

人称原理が最も明白に現れるのは、指示詞に由来する「こら!」「この馬鹿!」「あらあら」などの間投詞である。このような用法においては、間投詞の契機となる事態や対象を一人称領域の勢力範囲に引き入れるか、あるいは三人称領域の範囲のものを見なすかといった人称領域に関わる考慮がその用法を決定している。また通常の現場指示における「その辞書を取ってください」「この辞書ですね」のような用法もまた人称原理で最もよく説明できることは言うまでもない。人称原理は三上章によって、コとソの出現する対立型と、コとアの出現する融合型の組み合わせとして整理された。しかし、人称原理でうまく説明できないものに、タクシーに乗っていて運転手に「そこの角を右に曲がってください」などと言う場合の、いわゆる「弛緩したソ」の用法がある。これは融合型の状況であり、ソの出現は予測できないという点が問題になるのだが、申請者は現場指示でコ・ソ・アのすべてが出現する場面があることを用例をもって示し、このような場合には近・中・遠による距離原理が発動することを明示的に示した点が特に評価に値する点である。

また従来の研究においては、現場指示用法と文脈指示用法とは別の原理で説明するなど、両用法を統一して説明することができなかつたらいがあった。本論文においては、文脈用法では主として人称原理が働くとし、「私の友人に粕屋という男がいるのだが、この男は…」のような用法では、話し手が指示対象とそれに関する個体情報を占有し勢力範囲に置くと説明する。また「大学の前に喫茶店があるから、その喫茶店で会いましょう」のようなソの用法では、一見話し手が占有する個体情報を二人称領域に置いているように見えるが、実はそうではなく、話し手が占有する情報のコピーを二人称領域に置いていることを談話モデル理論を援用して示している点が、従来の説明とは異なり評価できる。

本論文では、現場指示用法・文脈指示用法と並んで、観念指示用法の存在を認める立場を取っている。従来、観念指示用法においては、堀口和吉のように話し手の専制支配を主張する立場があり、それによれば話し手の記憶・知識のなかに対象物があれば、それをア系指示詞でさすことができるとされてきたが、申請者はこれとは異なる立場を採り、談話モデル理論に基づいて、話し手と聞き手が共有する知識領域に観念指示の成立基盤を置くことを主張している。この立場から文脈指示のアの存在を否定し、ア系の指示は観念指示とする点もまた従来の研究とは異なる点であり、今後の指示詞研究に影響を与えるだろう。

また、韓国語では観念指示に中称の -ku 系を用いるため、従来の研究では文脈指示の -ku と観念指示の -ku とが区別されずに混同されてきた。本論文は豊富な談話資料を用いて、韓国語においても観念指示の -ku を文脈指示と明確に区別すべきであることを示した点は、韓国語の指示詞研究という側面から見て高い評価に値する。

従来の指示詞研究は書き言葉資料の分析に基づくものが多いのに対して、本論文は話し手と聞き手の存在する談話資料を基に、指示詞の用法が話し手と聞き手の刻々変化する相互関係に規定されることを示し、言語の相互行為的性格を浮き彫りにした点において、言語研究全般に資するところが大きい。また、現場指示・文脈指示・観念指示に留まらず、指示詞の象徴的用法（いわゆる絶対指示）や、間投詞や罵り言葉としての用法に至るまでをその射程に収め、指示詞の全体像を一貫した原理によって説明しようとしたその姿勢と方法論において、従来の研究と一線を画するものとなっている。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成16年10月21日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行なった結果、合格と認めた。